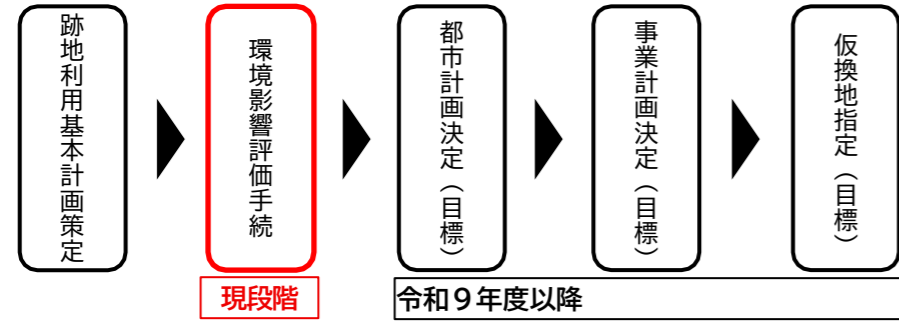


## 6 今後のスケジュール

円滑に跡地のまちづくりを進め、早期に土地利用を開始できるよう、まちづくりに係る事業計画案の作成や環境影響評価、都市計画手続の準備を進めていきます。



※工事は仮換地指定後の着手を目標としています。

## 7 方法書の縦覧及び意見書の提出について

本事業の方法書について、下表「方法書の縦覧について」のとおり縦覧を行います。方法書はどなたでもご覧になれます。

また、方法書の内容に関して環境の保全の見地からご意見のある方は、下表「意見書の提出について」に示す期間中に意見書を提出することができます。

あわせて、一部の図書館において方法書の閲覧ができます。詳細は、横浜市ホームページ（みどり環境局環境影響評価課）をご覧ください。

### ■方法書の縦覧について

期間	令和8年7月3日(金)から令和8年8月17日(月)まで ※土・日・祝日を除く
場所	①みどり環境局環境影響評価課（横浜市中区本町6丁目50番地の10） ②中区役所区政推進課（横浜市中区日本大通35番地） ③南区役所区政推進課（横浜市中区南浦舟町2丁目33番地） ④磯子区役所区政推進課（横浜市中区磯子区磯子三丁目5番1号）
時間	①は8時45分～17時15分、②～④は8時45分～17時00分

### ■意見書の提出について

期間	令和8年7月3日(金)から令和8年8月17日(月)まで ※土・日・祝日を除く
提出方法	AまたはBの方法で提出してください。 A:意見書用紙に記入して、次の提出先へ持参または郵送(当日消印有効)にて提出 提出先:みどり環境局環境影響評価課(横浜市中区本町6丁目50番地の10) ※縦覧場所窓口で意見書用紙を配布しております。 B:横浜市ホームページ(みどり環境局環境影響評価課)から電子申請で提出 横浜市 環境アセスメント 検索 または、右の二次元コードより、ホームページにアクセスください。

※FAX、Eメールでの提出は受け付けていません。

## 8 お問い合わせ先

<方法書、説明会及び事業計画の内容について>

都市整備局 基地対策課 (TEL) 045-671-2472 (FAX) 045-663-2318

<方法書の縦覧及び意見書の提出、環境影響評価制度について>

みどり環境局 環境影響評価課 (TEL) 045-671-2495 (FAX) 045-663-7831

<都市計画手続について>

都市整備局 都市計画課 (TEL) 045-671-2657 (FAX) 045-550-4913



## 新根岸地区土地区画整理事業

### 環境影響評価方法書の概要及び説明会開催のお知らせ

令和8年7月

米軍根岸住宅地の跡地で進める「新根岸地区土地区画整理事業」（以下、「対象事業」といいます。）について、横浜市環境影響評価条例（以下、「条例」といいます。）に基づく「環境影響評価方法書」（以下、「方法書」といいます。）を作成しましたので、その概要及び条例に基づく説明会の開催についてお知らせします。

なお、市長が別途実施している方法書の縦覧と方法書の内容に関し環境の保全の見地からご意見のある方の意見書の市長へのご提出方法もこの紙面に記載しています。

## 1 対象事業の概要

本事業は、米軍根岸住宅地区跡地を主な対象として、緑と文化に囲まれ環境と共生するまちとして活用されるようにするため、公共施設の整備改善と宅地の利用の増進を目的とする土地区画整理事業を実施するものです。

都市計画決定権者の名称並びに対象事業を実施しようとする者及び住所	【都市計画決定権者】名称 横浜市 【都市計画対象事業を実施しようとする者】名称 横浜市 代表者の氏名 横浜市長 山中 竹春 住所 横浜市中区本町6丁目50番地の10	
対象事業の名称	新根岸地区土地区画整理事業	
対象事業の種類、規模	土地区画整理事業(第1分類事業) 実施区域の面積:約43ha ※土地区画整理事業による基盤整備が対象となっています。	
対象事業が実施されるべき区域(以下、「実施区域」といいます。)	横浜市中区(大平町、塚越、寺久保、根岸旭台、根岸台、簗沢)、南区(山谷、中村町、平楽)及び磯子区(上町、坂下町、下町、馬場町) ※それぞれ各一部	

## 2 説明会の概要

### ■会場及び日程

日時	会場
7月25日(土) 19時00分～20時30分予定(18時30分開場)	横浜市開港記念会館 (横浜市中区本町1-6)
7月29日(水) 19時00分～20時30分予定(18時30分開場)	横浜市南公会堂 (横浜市中区南浦舟町2-33)

- ・各回とも内容は同じです。説明後、質疑応答を行います。
- ・申し込みは不要です。当日、会場へお越しください。
- ・横浜市開港記念会館は、駐車場・駐輪場はございませんので公共交通機関をご利用ください。
- ・横浜市南公会堂は南区総合庁舎駐車場をご利用いただけますが、台数に限りがございますので公共交通機関のご利用にご協力をお願いいたします。なお、**駐車料金は有料**となりますのでご注意ください。

#### 【横浜市開港記念会館】



#### 【横浜市南公会堂】



### 3 環境影響要因の抽出及び環境影響評価項目の選定

事業の内容、周辺地域の特性等から判断して、「横浜市環境影響評価技術指針」の「環境影響評価項目」を踏まえ、環境への影響を予測・評価する項目を10項目選定しました。

選定した項目については、現地調査や資料収集により現況を把握した上で事業による環境への影響を予測・評価し、より適切な環境への配慮を行います。

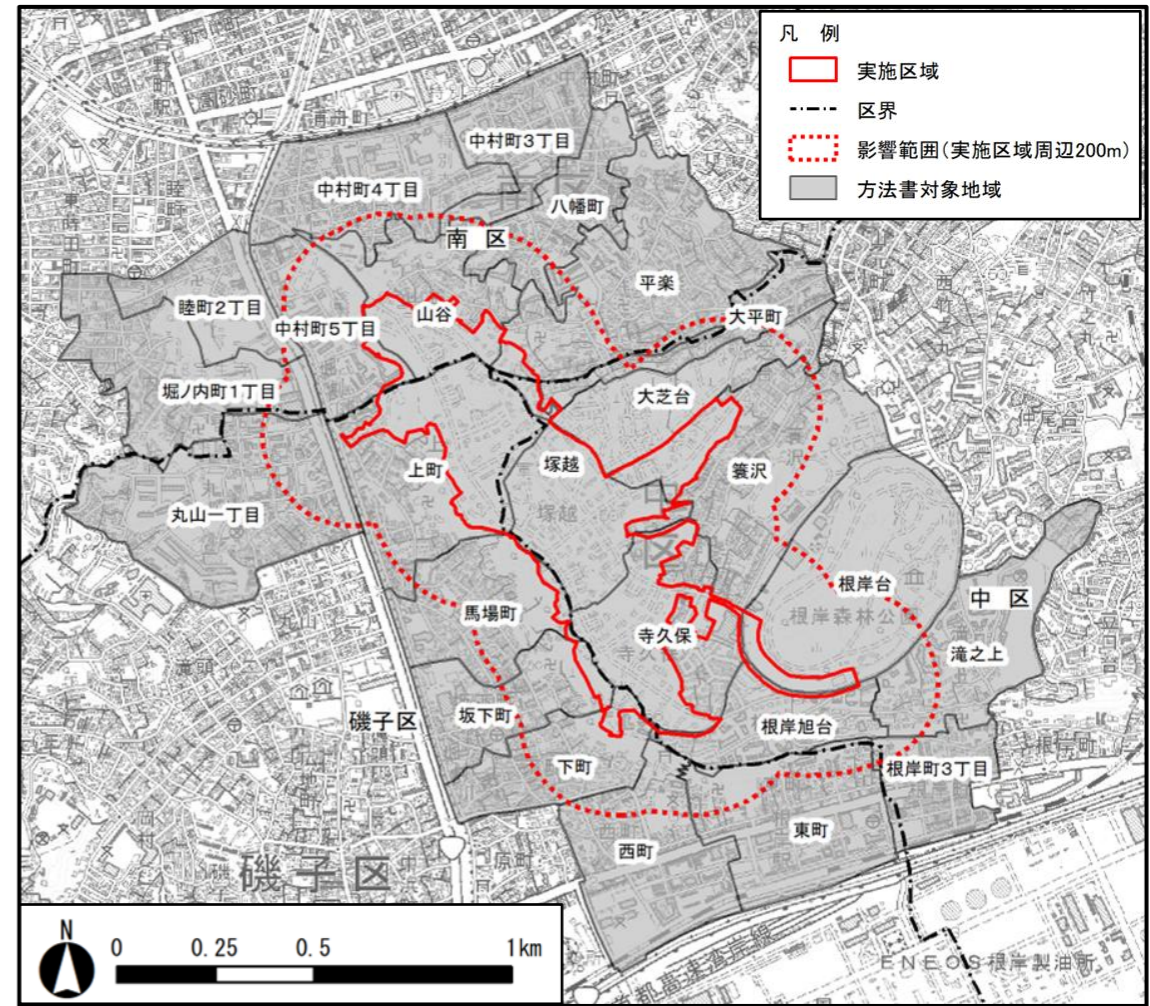
#### ■環境影響要因と環境影響評価項目の関連表

【凡例】 ○：選定した項目    —：選定しない項目

環境の保全及び創造に向けた基本的な考え方	環境影響評価項目及び細目		環境影響要因			存在・供用時	
			盛去地、物の切土の撤	稼働機、建設機械の	の工走行車、車両		
気候変動への対策	温室効果ガス	温室効果ガス	—	○	○	○	
身近な自然環境の保全・再生・創造	生物・生態系	生態系	○	○	○	○	
		動物	○	○	○	○	
		植物	○	—	—	○	
	緑地	緑地	—	—	—	○	
		水循環	地下水水位及び湧水の流量	—	—	—	○
河川等の形態、流量			—	—	—	—	
海域の流況	—		—	—	—		
安心して快適に生活できる生活環境の保全	廃棄物・建設発生土	一般廃棄物	—	—	—	—	
		産業廃棄物	—	—	—	—	
		建設発生土	—	—	—	—	
	大気質	大気汚染	○	○	○	○	
		水質・底質	公共用水域の水質	—	—	—	—
			地下水の水質	—	—	—	—
	公共用水域の底質		—	—	—	—	
	騒音	騒音	—	○	○	○	
	振動	振動	—	○	○	○	
	地盤	地盤沈下	—	—	—	—	
		土地の安定性	—	—	—	—	
	悪臭	悪臭	—	—	—	—	
	低周波音	低周波音	—	—	—	—	
	電波障害	テレビ電波障害	—	—	—	—	
		日照障害	—	—	—	—	
	日影	シャドーフリッカー	—	—	—	—	
		風環境	局地的な風向・風速	—	—	—	—
	安全	浸水	—	—	—	—	
		火災・爆発	—	—	—	—	
		有害物漏洩	—	—	—	—	
快適な地域環境の確保	地域交通	交通経路の分断	—	—	—	—	
		交通混雑	—	—	○	—	
		歩行者等の安全	—	—	—	—	
	景観	景観	—	—	—	○	
	文化財等	文化財等	—	—	—	—	

### 4 方法書対象地域

方法書対象地域（方法書の内容について周知を図る必要がある地域）は、大気汚染、騒音及び振動の生活環境に係る項目の影響を考慮し、事業の実施により環境影響を受けるおそれがある範囲を踏まえて設定しました。

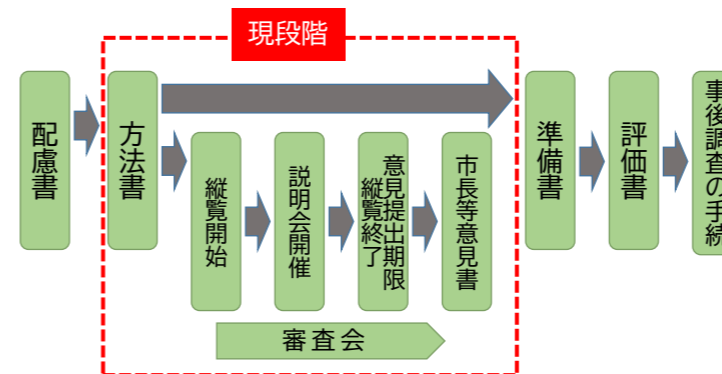


環境影響評価項目の影響等を考慮し、環境影響を受けるおそれがある範囲として、実施区域から約200m圏にかかる、次の町区域を対象としました。次の地域にお住いの皆様にこのお知らせを配布しています。なお、対象となる町名等で環境影響が及ばないと想定される範囲が大きい場合は、影響範囲（約200m）を目安に道路などの線状構造物で区切ることとします。

- 【中区】 大芝台、大平町、滝之上、塚越、寺久保、根岸旭台、根岸台、根岸町3丁目、箕沢
- 【南区】 山谷、平楽、中村町3丁目、中村町4丁目、中村町5丁目、八幡町、堀ノ内町1丁目、睦町2丁目
- 【磯子区】 上町、坂下町、下町、西町、馬場町、東町、丸山一丁目

### 5 環境影響評価手続の流れ

環境影響評価（環境アセスメント）制度は、事業が環境に及ぼす影響について事前に調査・予測・評価を行い、その結果を公表し、市民や市長等から意見を聴くなどの手続を通じて、適切な環境保全対策等を検討し、事業計画に反映させる制度です。手続の流れは次のとおりで、現在は方法書の段階となります。



- < 配慮書 > 事業の計画を立案するにあたり、環境の保全について配慮すべき事項について検討を行い、その内容を記載したもの。
- < 方法書 > 環境の事前調査及び影響の予測・評価をする項目や調査・予測の手法などを記載したもの。
- < 準備書 > 方法書等に基づき、環境の事前調査及び影響の予測・評価をした結果などを記載したもの。
- < 評価書 > 市長や住民等の意見を踏まえ、準備書の内容に検討を加え、環境影響評価の最終的な評価を記載したもの。
- < 事後調査の手続 > 予測及び評価の結果並びに環境の保全のための措置を検証するために、評価書に記載した事後調査の実施に関する事項に従って実施する手続。